

資料 2

子ども・子育て支援新制度の概要について

平成 25 年 12 月 20 日

※一部を除き国の会議資料から抜粋しております。

子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ど�数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の充実

*「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）



及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

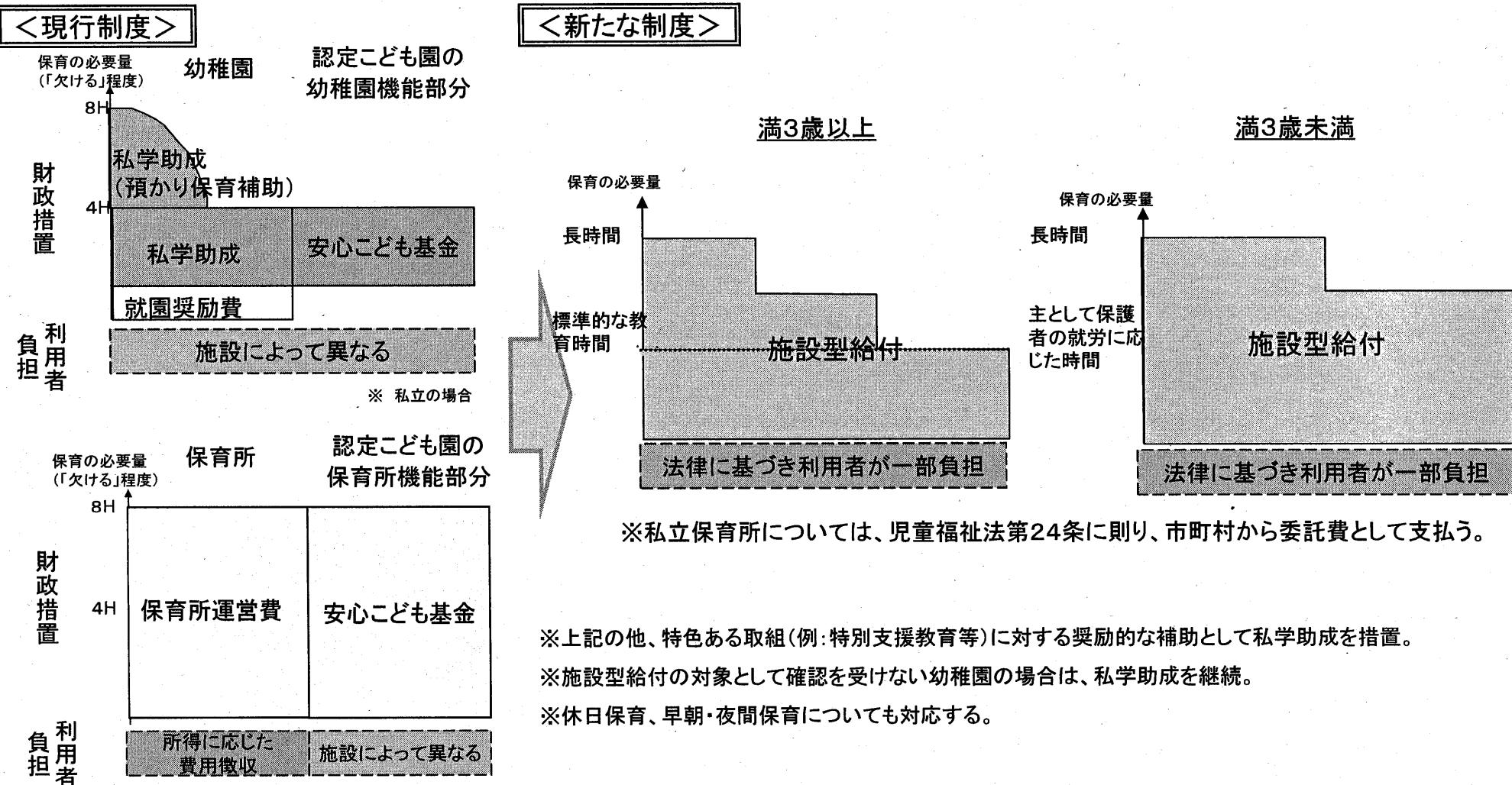
- ① 地域子育て支援拠点事業
- ② 妊婦健康診査
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業
- ④ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑤ 子育て短期支援事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 一時預かり事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童クラブ
- ⑪ 利用者支援（新規）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

①～⑩は現在も実施されている事業

施設型給付の創設

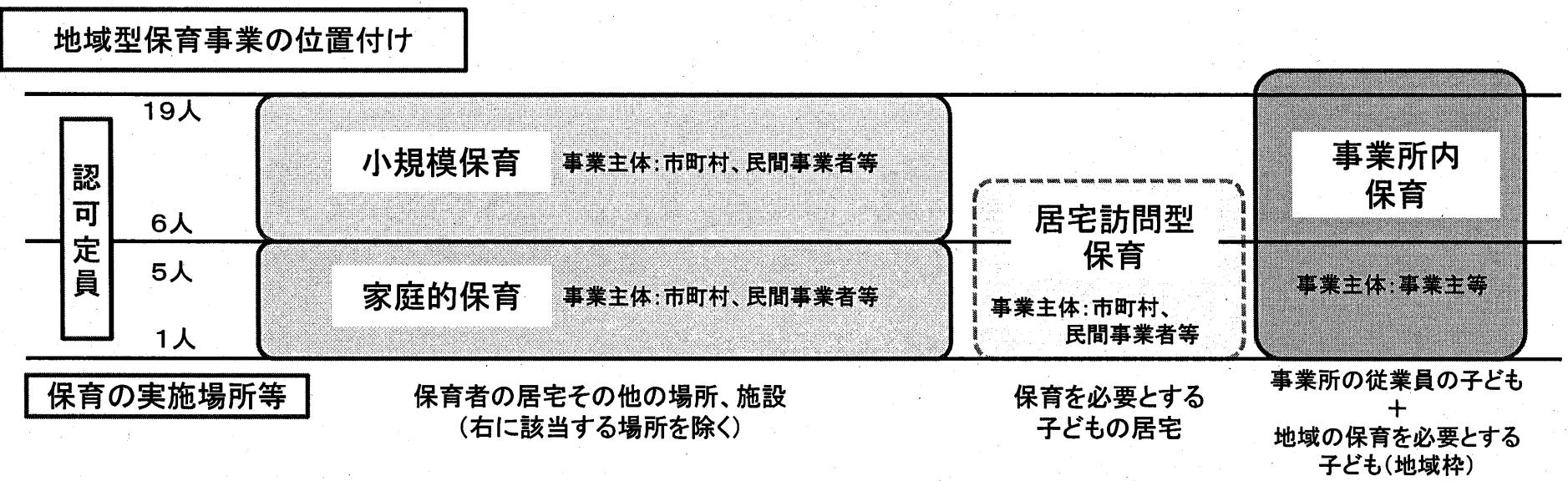
○ 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。

- 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 「子ども・子育て新システムに関する基本制度」(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)においても、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の子どもであることを踏まえ、保育所や認定こども園に加え、こうした多様な保育事業も併せて、施策の拡充を図っていくこととされている。



地域型保育給付の創設(続き)

地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
 - 都市部での小規模な拠点の整備を推進（例：余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用）
 - ↔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等（※認定こども園・幼稚園・保育所）との連携を確保（分園を含む）
 - ※ 連携先認定こども園等の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
 - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定する。

一般市町村における地域型保育の展開（多機能型）

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせて、地域の保育機能を確保
- 認定こども園等と連携の確保（連携先認定こども園等の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。）
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
 - 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
 - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 納付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があつたものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

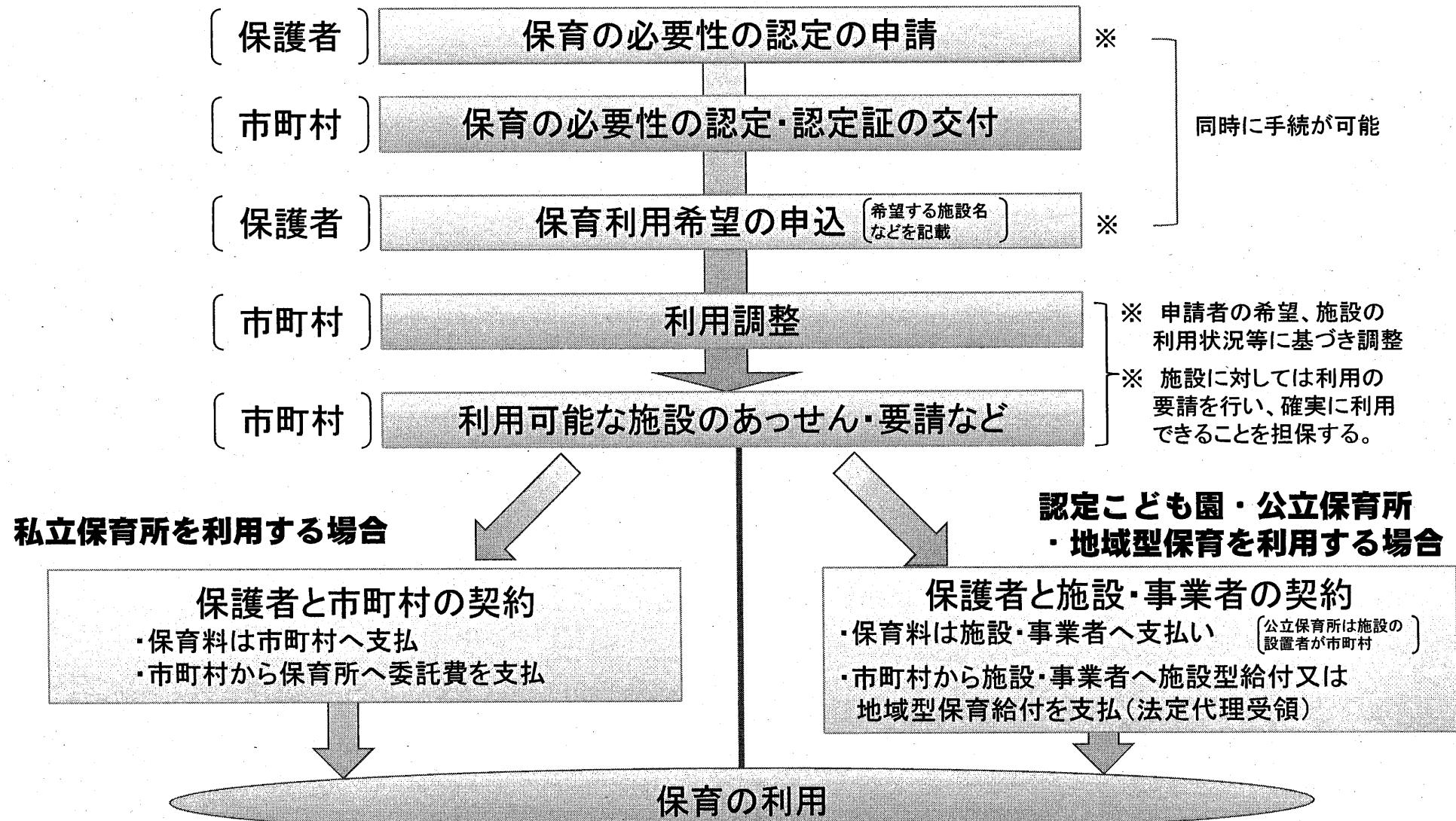
- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

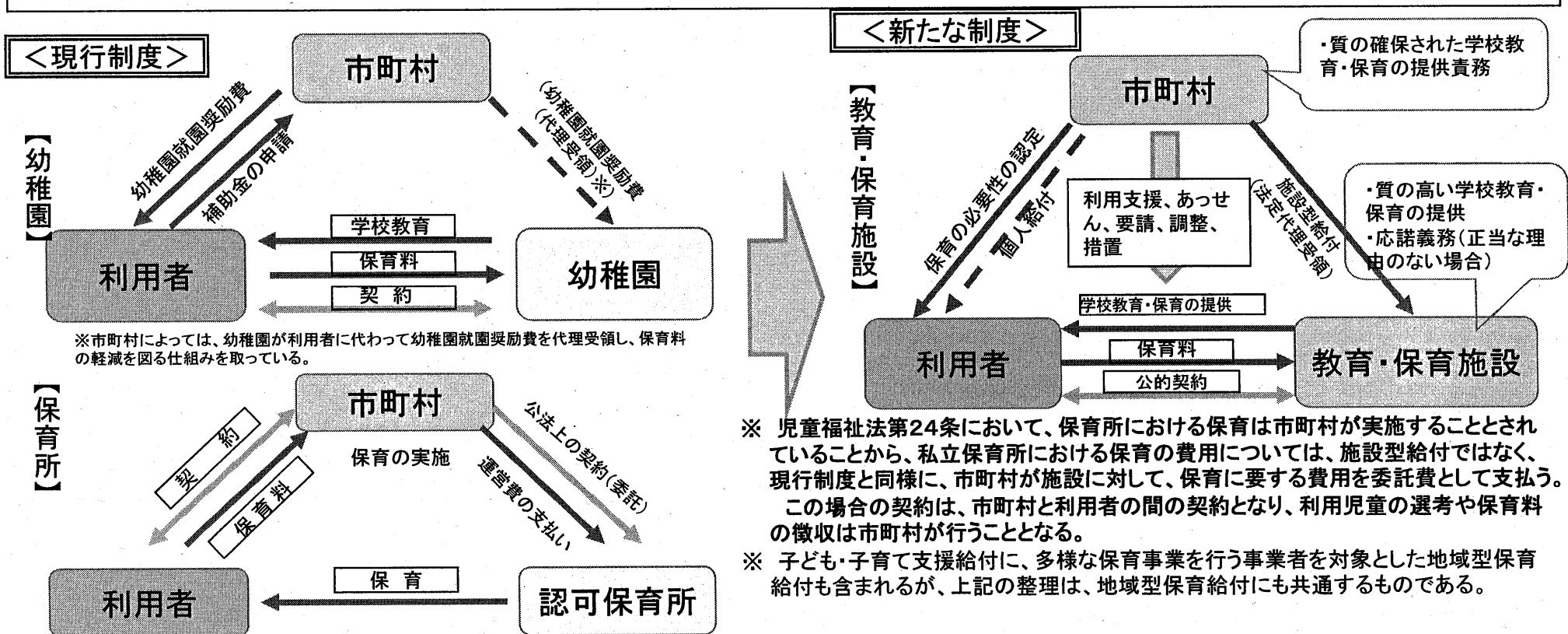
◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
 - 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
 - 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
 - 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
- * 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
 - 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



1. 公定価格の概要・基本理念等

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
(子ども子育て支援法27条、29条等)
$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

※この基本構造は委託費も同様。
- 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。

【イメージ】

《施設型給付》

施設型給付費
(公費で負担)
||
法定代理受領

公定価格

利用者負担額
(施設で徴収)

《委託費》

公費負担額

委託費として
支払い

利用者負担額
(市町村で徴収)

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

幼保連携型 (594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型 (317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

保育所型 (155件)

※設置主体制限なし

地方裁量型 (33件)

※設置主体制限なし

（認定こども園の合計件数は1099件（平成25年4月時点））

《現行制度》

幼稚園 (学校)

保育所 (児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

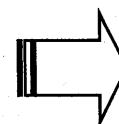
幼稚園 (学校)

保育所 機能

幼稚園 機能

保育所 (児童福祉施設)

幼稚園機能 + 保育所機能



《改正後》

幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

- 施設体系は、現行どおり

- 財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受け入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

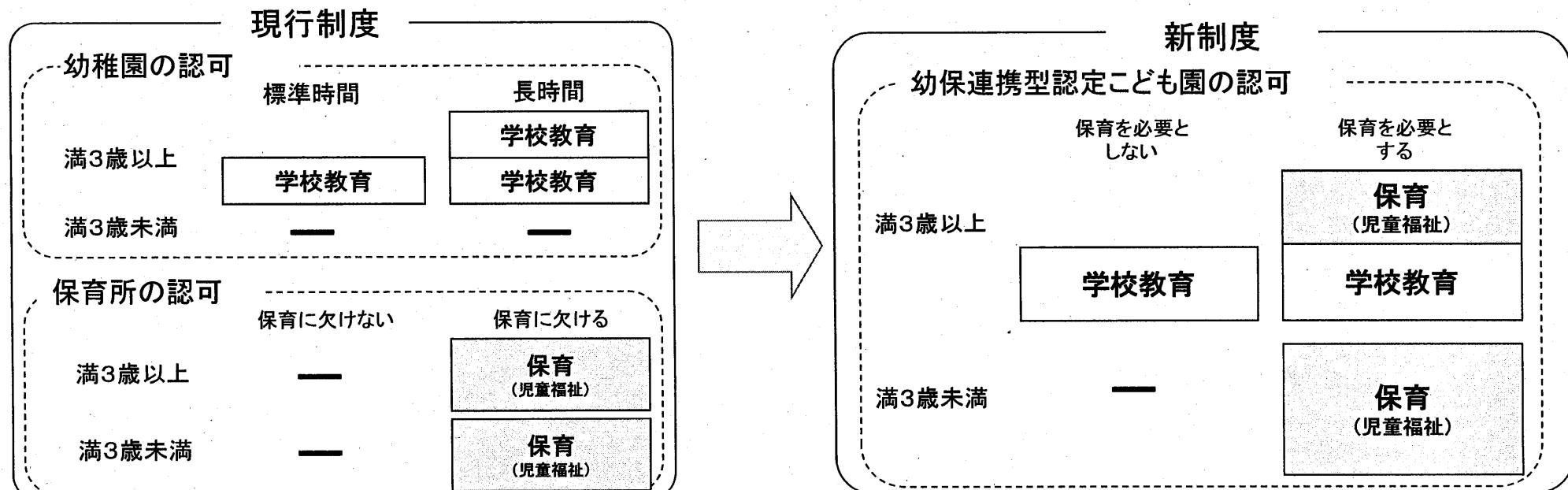
※ 満3歳未満児の受け入れは義務付けないが、満3歳未満児の受け入れを含めて、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

① 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。

- ・基本事業 ① 交流の場の提供・交流促進 ② 子育てに関する相談・援助
③ 地域の子育て関連情報提供 ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

② 妊婦健康診査

妊娠の健康な出産を支援するため、妊娠届から出産までの間に医療機関で受ける妊婦健診の費用を助成する。

③ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

④ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。

⑤ 子育て短期支援事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。

⑥ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

⑦ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。

⑧ 延長保育事業

通常の開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業。

⑨ 病児・病後児保育事業

地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

⑩ 放課後児童クラブ

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。

⑪ 利用者支援（新規）

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

= 地域型保育給付
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育
事業

放課後
児童クラブ

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定（第2項第1号）
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第2号）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第2項第3号）

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（第3項第1号）
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（第3項第2号）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」

<量の見込み>

- ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

- ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
- ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

- ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- ↔ ○施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- ↔ ○施設(認定こども園、保育所)で確保
- ↔ ○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

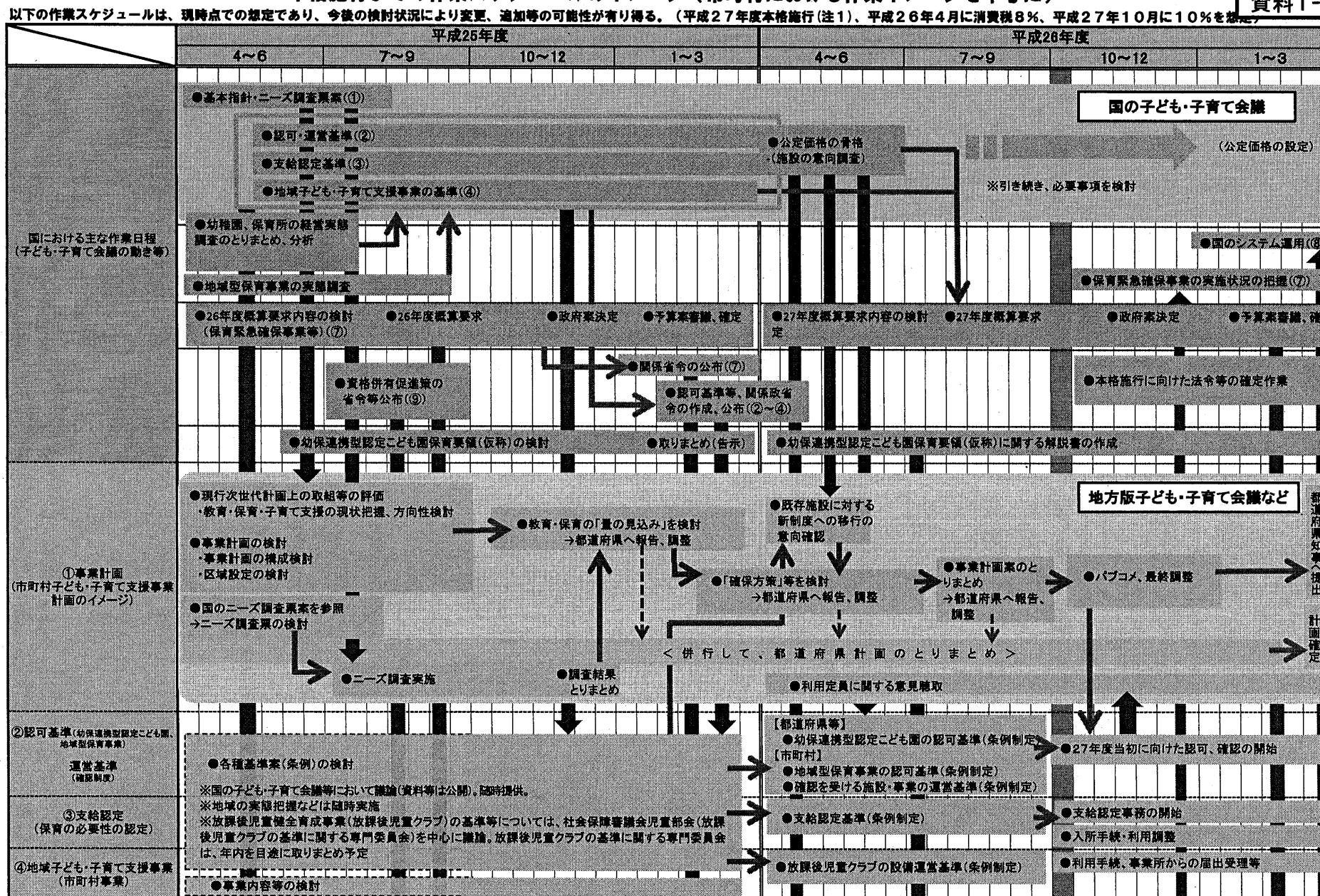
不足がある場合は整備

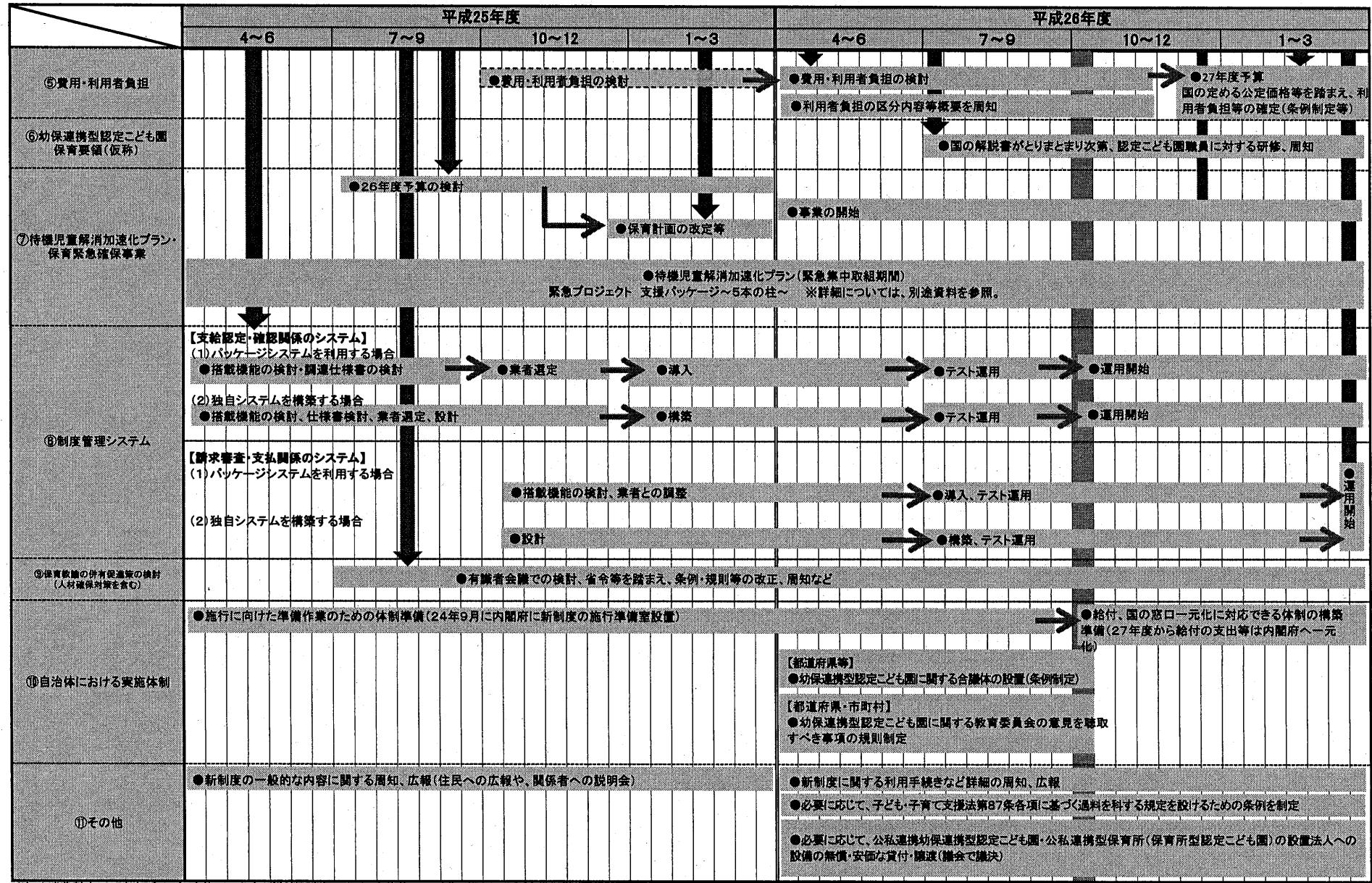
(〇年度に〇人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

本格施行までの作業スケジュールのイメージ（市町村における作業イメージを中心に）

資料1-1





(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。